

2024年7月2日

各 位

東京都台東区上野 1 丁目 15-3

会社名 **株式会社 ナガホリ**

代表者名 代表取締役社長 長堀 慶太

(コード番号 8139 東証スタンダード)

問合せ先 常務取締役管理本部長 吾郷 雅文

(TEL. 03-3832-8266)

リ・ジェネレーション株式会社から当社に対する「回答書」の受領
及び当社からの再質問状の送付等に関するお知らせ

当社は、当社大株主であるリ・ジェネレーション株式会社（以下「リ・ジェネレーション」といいます。）が提出した 2022 年 4 月 14 日付け大量保有報告書等で、リ・ジェネレーションによる当社株式の大量取得のための資金全額（少なくとも 7 億 1,794 万円）の供給者であるとして開示されている合同会社 STAND UP GROUP（以下「STAND UP GROUP」といいます。）の 2 名しかいない社員（出資者）のうちの 1 名が、2024 年 6 月 5 日、弁護士 34 人から約 8,700 万円にも上る多額の金銭を詐取した（以下「本件被疑事実」といいます。）として東京地方検察庁特別捜査部（以下「東京地検特捜部」といいます。）に逮捕された旨等の報道に接したことから、上場会社として、当社の株主の皆様及び投資家の皆様に必要な情報を提供する必要があると考え、リ・ジェネレーションに対して、2024 年 6 月 14 日付けで質問状を内容証明郵便で送付し、リ・ジェネレーションと当該被疑者（以下「被疑者」といいます。）の関係について、回答を求めておりました。

また、被疑者は、その後 6 月 25 日に、本件被疑事実につき、東京地検特捜部により、詐欺罪で東京地方裁判所に起訴された旨が報じられているところです。

このような中、当社は、上記起訴日の翌日であり当社の第 63 期定時株主総会開催日の前日でもあった 2024 年 6 月 26 日付けで、リ・ジェネレーションの代理人から送付された回答書（以下単に「本回答書」といいます。）を、ファクシミリにて受領しました。

もともと、本回答書においては、

「そもそも、当社が STAND UP GROUP からの借入（以下「本件借入」といいます。）を受けることになったのは、元々、当社代表の尾端友成（以下、単に「尾端」といいます。）が、STAND UP GROUP のもう一人の社員である中山勇介（以下「中山氏」といいます。）とビジネス上の面識があったことがきっかけであり、同氏との協議を経て、融資が実行されました。なお、**尾端自身は[被疑者]（注）と面識はなく、本件借入についてはもちろん、同氏との間でビジネス上の話は一切しておりません。**」

との回答がなされているものの、この回答は、2022 年 7 月 28 日付けでリ・ジェネレーションよ

り受領した「回答書 兼 質問状 兼 要望書（５）」（以下「回答書（５）」といいます。）における、

「中山勇介氏及び被疑者（注）と、尾端との間にビジネス上の面識があることは事実ですが、それ以上に、貴社株式の共同取得に関する合意ないし指図等の類の事実は一切ございません。また、中山勇介氏及び被疑者（注）が行っている事業の内容について、当社では、正確には把握しておりません。」

との回答と、明らかに矛盾しています（矛盾箇所は、当社にて強調・下線を付しています。）。また、本回答書においては、

「当社は、2022年6月の時点で既に本件借入を完済しており、なおかつ、それ以降STAND UP GROUPとの間で金員の借入を含め当社との間に取引関係は一切ございません。」

との回答もなされていますが、リ・ジェネレーションは、本回答書にて本件借入を完済したとする2022年6月よりも後に、当社に送付した同年7月28日付けの回答書（５）及び同年10月26日付けの「回答書 兼 質問状 兼 要望書（８）」においては、本件借入が完済されていることには一切触れることなく、STAND UP GROUPの本件借入が残存していることを暗黙裡に前提とした説明及び回答を行っており、本回答書に記載された回答には、従前、リ・ジェネレーションより受領し、対外的にも公開されていた回答と矛盾する箇所が存在しています。

さらに、報道等によれば、被疑者は、資金繰りに苦勞していたことから、「2022年4月から同年11月にかけて」弁護士34人から約8,700万円を詐取したとされているところ、**仮に、本回答書記載のとおり、リ・ジェネレーションがSTAND UP GROUPに対して、2022年6月に少なくとも7億1,794万円に上る本件借入を完済していたのであれば、合理的に考えて、STAND UP GROUPの2名しかいない社員の1名であって登記関連書類上50%の出資持分を保有する被疑者が、詐欺罪に問われるリスクまで冒して、敢えて弁護士34人から約8,700万円を「詐取」するような必要性は乏しかったのではないか、言い換えれば、本件被疑事実に係る詐欺行為が行われているまさにその時期に、資金繰りに苦勞していたと報道されている被疑者が50%の出資持分を保有する会社が、少なくとも7億1,794万円に上る貸付金の返済を受けているというのは、不合理なのではないか**と考えざるを得ません。

これらのことから、当社としては、本回答書の内容又は従前の回答のいずれかが事実と反するものであるといわざるを得ないものと考えております。

加えて、本回答書の発信日付が、6月14日付け質問状の到達から10日以上が経過した日であって、当社の定時株主総会の開催日（6月27日）の前日であったのみならず、被疑者が起訴された翌日であったことにも照らすと、リ・ジェネレーション代表者の尾端氏は、実際には、回答書（５）でご回答のとおり、被疑者と面識があったにも拘らず、被疑者の逮捕及び起訴の報道を受けて、被疑者の問題がリ・ジェネレーションに飛び火し、当社株主総会でその旨に言及されること等を怖れたために、本回答書においては、敢えて尾端氏と被疑者との関係を隠そうとしている

のではないかとこの疑問を抱かざるを得ませんでした。

そこで、当社としては、改めてリ・ジェネレーションから誠実かつ真摯な回答を頂く必要があると考え、当社は、リ・ジェネレーションに対して、被疑者に関連する数々の疑問点を明らかにすべく、再質問状を、内容証明郵便にて送付することといたしました。

このように、リ・ジェネレーションからは、未だ、当社の株主の皆様及び投資家の皆様の不安や疑問を払拭するような合理的な回答を頂けていない状況ではありますが、被疑者に関する一連の報道については、逮捕の報道後に、実際に株主の方からも当社に対してお問い合わせを頂いているところでもあり、さらに、起訴の報道もなされていることから、当社の株主の皆様及び投資家の皆様に必要な情報を提供する必要があると考え、現状のリ・ジェネレーションとのやり取りについて開示することといたしました。

当社がリ・ジェネレーションから受領した本回答書並びに当社がリ・ジェネレーションに対して送付した質問状及び再質問状については、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.nagahori.co.jp/>) に掲載いたします。

(注) 本プレスにおいては引用文中の被疑者の個人名は伏せて記載しております。

以 上